

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年4月3日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第2地区建築協定

2 申請者の氏名

石田 外志夫

3 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目1番地の227, 2番地の1, 2番地の6から2番地の19, 3番地の1, 3番地の13から3番地の27, 5番地の1, 5番地の27から5番地の29, 5番地の37から5番地の43, 5番地の45から5番地の48, 5番地の51から5番地の57, 6番地の1, 6番地の2, 6番地の23から6番地の26, 7番地の1, 7番地の4, 7番地の5, 7番地の115から7番地の118, 10番地の1から10番地の5, 10番地の7, 11番地の1から11番地の10, 12番地の1から12番地の13, 13番地の1から13番地の9, 13番地の11, 13番地の12, 13番地の14, 16番地1から16番地の14, 17番地の1から17番地の13, 18番地の1から18番地の16, 19番地の1から19番地の5, 20番地の1から20番地の3及び20番地の5から20番地の12

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目5番地の44, 10番地の6, 13番地の10, 13番地の13, 13番地の15, 13番地の16及び17番地の14

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成29年4月3日付け第13-007号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)